

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、農業系汚染廃棄物処理事業費補助金の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)

○福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)

○福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)

○福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱(平成24年1月23日付け23農支第2618号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)

○福島県農業系汚染廃棄物処理事業実施要領(平成24年1月23日付け23農支第2619号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。)

(事業実施計画の提出)

第2 事業実施主体の長は、事業実施計画承認申請書を作成し、福島県農林事務所長(以下「所長」という。)を経由し福島県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し事業実施主体の長に対し、承認を行うものとする(第1号様式)。

3 福島県農林事務所の域を越える広域的な事業実施主体の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。

(補助金の割当内示)

第3 農林水産部長(以下「部長」という。)は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする(第2号様式の1)。

2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体の長に対し、補助金額を割当内示するものとする(第2号様式の2)。

3 部長は、広域的な事業実施主体の長に対しては、1、2の規定にかかわらず、直接補助金額の割当内示をすることが出来るものとする(第2号様式の2)。

(補助金交付申請書の提出)

第4 事業実施主体の長は、第3の2の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第4条第1項による補助金交付申請書を所長に提出するものとする。

2 広域的な事業実施主体の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

る。

(補助金の交付の決定)

第5 知事又は所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、事業実施主体の長に対し交付決定通知書を交付するものとする。

2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

(着手制限)

第6 補助対象事業は、原則交付決定に基づき行うものとする。

2 1の規定にかかわらず事業実施主体の長は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（第3号様式）を所長に提出するものとする。

なお、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について事業の内容が的確であり、かつ、交付金の割当内示を受けて着手するものとする。その場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

3 2の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、部長に写しを送付するものとする。

(変更届)

第7 事業実施主体の長は、交付要綱第8条第1項に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、交付要綱第8条及び実施要領第4に基づいて行うものとするが、交付要綱第8条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、変更届（第4号様式）を所長に提出するものとする。

2 広域的な事業実施主体の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第8 事業実施主体の長は、交付事業が完了したときは、交付要綱第14条第1項による実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

2 所長は、1の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

3 広域的な事業実施主体の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業実施状況報告書等)

第9 事業実施主体の長は、実施要領第5の規定に基づき、事業実施状況報告書等を作成し、所長を経由し知事に提出するものとする。

2 広域的な事業実施主体の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(成果確認検査)

第 10 知事又は所長は、補助金実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」(平成 6 年 4 月 1 日付け 6 農第 3 6 号農林水産部長通知)に基づいて行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。補助金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」(昭和 5 0 年 1 月 2 7 日付け 5 0 農林第 1 4 号農地林務部長通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和 5 1 年 8 月 2 0 日付け 5 1 農政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

第 12 事業実施主体の長は、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等しようとする場合には、交付要綱第 2 0 条に規定する承認申請書を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、1 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
- 3 広域的な事業実施主体の長は、1、2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成 2 4 年 1 月 2 3 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 2 6 年 7 月 2 2 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。